

## 第3章 計画策定の基本的な考え方

---

## 1 計画の基本理念

すべての子どもたちが健やかに元気に成長できるよう、家庭や地域、学校、保育所・幼稚園などが、子どもたちが何を求めているのか、子どもたちにとって何が必要であるのかを考え、子どもたちの権利が尊重される新しい子育て支援社会を構築していけるよう、3つの基本理念を設けています。

1 . 将来を担う子どもたちが明るく  
健やかに成長できる環境づくり  
を目指します。

2 . 子どもが欲しいと希望する人が  
安心して子どもを産み育てること  
ができる環境づくりを目指し  
ます。

3 . 子どもを育てている人が子育ての  
喜びを実感できる環境づくりを  
目指します。

## 2 基本的視点

国が「策定指針」の中で、この計画の策定に当たってあげている項目を踏まえ、以下の項目を「基本的な視点」として計画を策定しました。

### (1) 子どもの視点

次世代育成支援対策の推進においては子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みが重要です。

### (2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが必要です。

### (3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。次世代育成支援対策の推進においては、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要です。

### (4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもとに対策を進めていくことが必要です。

### (5) 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして 少子化対策の観点からも重要です。そのため、幸手市や企業など関係者が連携し、創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図ることが必要です。

### (6) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

### (7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

次世代育成支援対策においては、子育てに関する様々な地域活動団体や、自然環境、伝統文化など、地域の多様な社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

また、保育所や学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも必要です。

### (8) サービスの質の視点

次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要です。

### (9) 地域特性の視点

人口構造や産業構造、更には社会資源の状況など地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、このような地域の特性を踏まえて主体的な取り組みを進めていくことが必要です。

### 3 基本目標

基本理念、基本的視点やアンケート調査結果等を踏まえ、本計画の基本目標として、以下の3つの目標を設定します。

#### 基本目標1：子育てをまち全体で支える体制をつくる

すべての子育て家庭のために、多様なニーズにこたえる保育サービスや子育て支援サービスを提供していくほか、子育て情報の収集、提供、子育て支援団体の連携などネットワーク化を推進します。

また、ひとり親家庭等の自立支援、児童虐待の防止、さらには障がい児及びその家族への支援など、保護を必要とする子どもや家庭のための各種施策を推進します。

##### <基本施策>

1. 地域における子育て支援
2. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

#### 基本目標2：安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

良好、良質な住宅等の居住環境の整備、安心して外出できる環境の整備など、子どもやその親を取り巻く生活環境を整備します。また、交通事故や犯罪等の危険から子どもを守るため、交通安全対策や防犯対策として、ハード面、ソフト面を含めて総合的な対策を推進します。

さらに、子どもが心身ともに健やかに成長し、豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図り、子どもの健全育成を推進します。

男女雇用機会均等法の施行など、女性の社会進出が急速に進んでいる中で、仕事を持つ母親が増えており、こうした家庭を職場、さらには地域全体で支援していきます。

##### <基本施策>

1. 子育てを支援する生活環境の整備、子ども等の安全の確保
2. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
3. 職業生活と家庭生活との両立の推進

#### 基本目標3：子どもを慈しむまちをつくる

安心して妊娠、出産できる環境を確保し、母親の心身の健康を保持するなど、すべての子どもたちがより健康的な生活を送るために、発育への支援や不慮の事故、疾病などへの的確な対応を図ります。

##### <基本施策>

1. 母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

4 次世代育成支援行動計画 後期計画 施策体系図

